



グアム協定改正議定書



- 現行協定: 在沖縄海兵隊のグアム移転実施のための法的枠組み。(2009年5月発効)
- 本改正議定書: 2012年4月の日米「2+2」共同発表において在日米軍再編計画を調整。これを踏まえ、現行協定を改正するもの。2013年10月、日米外務・防衛4閣僚が署名。

【主な改正内容】

- 前文において、2012年4月の日米「2+2」共同発表における再編計画の調整を確認。

	現行協定	改正後協定
移転先・移転人数	要員約8000人＋家族約9000人がグアムへ	要員約9000人＋家族が日本国外へ
日米の費用負担 (真水上限は第1条にも記載)	①総 額: 102億7000万ドル ②日本側: <u>上限28億ドル(真水)を含む</u> <u>60億9000万ドル</u> (※真水以外は出融資) ③米 側: 残りの費用(41億8000万ドル) ※いずれも2008年度価格	①総 額: 86億ドル(2012年度価格) ②日本側: <u>上限28億ドル(真水)</u> (2008年度価格。※2012年度価格で約31億ドル) ③米 側: 残余及び追加的な費用

- グアム移転を、普天間飛行場移設の進展から切り離す。【前文、現行協定第3条の削除及び第9条2の該当規定の削除】
- 日本の提供資金を使用して米国が施設・基盤を整備する地域(現行協定ではグアムのみ)に、北マリアナ諸島連邦を追加。【前文、改正議定書第3条及び第5条】
- グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備を明記。米国は訓練場の使用に係る日本の要請を、「合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮」。【改正議定書第6条】

【意義】

日米同盟の抑止力を維持しつつ、
沖縄の負担を早期に軽減。

